

非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準 の一部を改正する告示案等について

平成 30 年 1 月
資源エネルギー庁
資源・燃料部政策課

1. 改正の背景

我が国では、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 72 号。以下「法」という。）」に基づき、平成 22 年に「非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成 22 年経済産業省告示第 242 号。以下「判断基準」という。）」において、バイオ燃料の導入目標量が設定され、段階的な導入が進められている。

今般、現行の判断基準における導入目標の設定年度が、平成 29 年度末に期限を迎えることから、平成 30 年度以降の導入目標のあり方について、議論を行ってきた。その結果、

- ①導入目標期間は、5 年間とする。
- ②導入目標量は、各年度で原油換算 50 万 kL/年とする。
- ③温室効果ガス（GHG）排出量の削減基準を、ガソリン比（平均）で 50%から 55%に引き上げる。
- ④ガソリン及びブラジル産のサトウキビ由来エタノールについて、GHG 排出量に関する LCA 評価結果（既定値）を更新する。
- ⑤アメリカ産のトウモロコシ由来エタノールについて、GHG 排出量に関する LCA 評価結果（既定値）を新たに設定する。
- ⑥廃棄物等を利用した次世代バイオエタノールの普及拡大を進めるため、具体的な導入目標量や導入促進策を検討した上で、平成 31 年度中までに判断基準に記載する。

などを柱とする方向で取りまとめられた。

これを受け、判断基準の他、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成 22 年経済産業省令第 43 号。以下「施行規則」という。）」及び「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する基本方針（平成 28 年経済産業省告示第 111 号。以下「基本方針」という。）」について、所要の改正を行う。

また、バイオエタノールの調達にあたって、GHG 排出量に関する LCA 評価を、事業者独自に行う場合の計算ツールや、環境等への影響が無いことを確認するための証憑類等の具体的な事務手続きを示すため、資源エネルギー庁長官通達を制定する。

2. 改正の概要

（1）施行規則の改正（様式第五関係）

石油精製業者は、バイオエタノールの利用の目標に関し、その達成のための計画を作成し、経済産業大臣に提出しなければならない（法第 7 条第 1 項）。また、施行規則第 3 条第 3 項に基づき、毎年度 6 月 30 日までに、様式第五によって当該計画を提出することとなっ

ている。

今般の導入目標の見直しにあたり、様式第五における導入目標期間や導入目標量などの記載について、所要の改正を行う。

(2) 基本方針の改正 (第一 1 (4) ③～⑦、第二 1 (5) ④ (vi)、第三 1 (2) 関係)

石油精製業者は、バイオ燃料の調達に際し、食料競合や生態系等に配慮することとなっており、必要に応じて国に対し情報提供することとなっている。また、バイオ燃料の普及のため、次世代バイオ燃料の技術開発に取り組むことについても定められている。

今般の議論において、食料競合や生態系のみならず環境にも配慮すべきこと、また、それらへの影響とは別に、バイオ燃料またはバイオ燃料の原料が生産国の法律等を遵守して生産されたものであることに配慮すべきとの結論となった。

また、次世代バイオ燃料については、導入対象となるバイオ燃料の GHG 排出量の削減基準の見直しが行われたことから、所要の改正を行う。

(3) 判断基準の改正

① 導入目標期間及び導入目標量の改正 (1. (1) 関係)

石油精製業者は、2011 年度から 2017 年度まで、それぞれの年度ごとに定められた数量のバイオエタノールを揮発油に混和して利用しなければならない。

今般、導入目標期間が期限を迎えることから、次期導入目標期間 (5 年間) 及び導入目標量 (原油換算 50 万 kL/年) を定めるため、所要の改正を行う。

②GHG 排出量の削減基準の改正 (2. (3) ①、②関係)

石油精製業者が利用するバイオエタノールの GHG 排出量の削減基準は、ガソリン比 (平均) で 50%と定められている。

今般、他のバイオマスの利用形態や諸外国の GHG 排出量基準との比較から、削減効果の基準を、ガソリン比 (平均) で 55%に見直すこととしたため、所要の改正を行う。

③GHG 排出量の削減基準の算定にかかる既定値の設定及び改正 (2. (3) ①、②、別表 1、別表 2 1. 表 1～4 関係)

石油精製業者は、利用するバイオエタノールについて、GHG 排出量を評価 (LCA) しなければならないが、ガソリン及び我が国において相当量の利用があるブラジル産サトウキビ由来エタノールの「既定値」が定められている。

今般、ガソリン及びブラジル産サトウキビ由来エタノールの既定値の見直しを行ったこと、アメリカ産トウモロコシ由来エタノールの相当量の利用可能性があること、別表 1 に記載する算定方法の定義の明確化のため、所要の改正を行う。

④次世代バイオエタノールの定義見直しに係る改正 (2. ③、別表 2 3.、4.、別表 3、附則 2 関係)

石油精製業者は、別表 2 3. に定められた実証段階にあるバイオエタノール (次世代バイオエタノール) を、GHG 排出量の削減基準を満たしているものとして利用できることが定められている。

今般、技術開発の進展等に伴い、次世代バイオエタノールの定義見直しを行うため、

所要の改正を行う。

⑤石油精製業者がバイオエタノールを調達するにあたり配慮すべき事項の改正（3. 関係）

石油精製業者は、バイオエタノールを調達する際には、食料価格や生態系等への影響について配慮しなければならない。

今般、基本方針において配慮すべき事項等の改正を行うことから、判断基準においても同様の改正を行う。

（4）資源エネルギー庁長官通達の制定

石油精製業者は、上記のとおり、バイオエタノールの調達にあたって、原料生産国の法令に遵守した原料の生産がされているか、食料価格、生態系や環境等に影響を与えていないか十分に配慮しなければならない。また、調達したエタノールがバイオ由来であることを確認できるよう、バイオエタノールの利用目標達成計画に、根拠資料を添付して提出する必要がある。

今般、基本方針及び判断基準において配慮すべき事項等の改正を行ったことから、これらを確認するための具体的な証憑類を例示するとともに、バイオエタノールの GHG 排出量に関する LCA 評価を、事業者独自に行う場合の計算ツールを示すため、資源エネルギー庁長官通達を制定する。

3. 今後のスケジュール（予定）

平成30年2月上旬～（1か月程度）	パブリックコメント
平成30年3月下旬	公布
平成30年4月1日	施行